

第144回宮城県都市計画審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成19年2月9日(金)午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室
- 3 出席委員 芦立千佳子委員, 安藤ひろみ委員, 牛尾陽子委員, 大村虔一委員(会長), 萱場市子委員, 大山弘子委員, 會田暉一委員, 佐伯洋委員(代理), 坪香伸委員(代理), 高橋美佐男委員(代理), 梅原克彦委員(代理), 安藤俊威委員, 小野隆委員, 藤原範典委員, 柳橋邦彦委員, 阿部和男委員 (計16名)
- 4 議 案
議案第2174号 石巻広域都市計画区域区分の変更について
議案第2175号 仙塩広域都市計画用途地域の変更について
議案第2176号 仙塩広域都市計画道路の変更について
議案第2177号 古川都市計画道路の変更について
議案第2178号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2179号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2180号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2181号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2182号 特殊建築物の敷地の位置について
- 5 報 告 前回議案の処理報告について, 所定の手続きをすべて完了している旨, 報告
- 6 議事内容

(1) 議 案

議案第2174号 「石巻広域都市計画区域区分の変更について」

事務局(遠藤都市計画課長) (議案内容説明)

大村議長 ただ今, 事務局からの説明がございましたが, 委員の皆様から御意見, 御質問等をいただきたいと思っております。特にございませんか。

それでは, お諮りいたします。議案第2174号につきまして, 原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

大村議長 御異議がないものと認め, 本案については, 原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2175号 「仙塩広域都市計画用途地域の変更について」

事務局（遠藤都市計画課長）（議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。名取市は最近、大きい赤色がつきましたのでなかなか大変かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（遠藤都市計画課長） 面積的にそれほど大規模ではございません。地域対応の商業施設となっております。

安藤(俊)委員 こちらは愛島東部第二土地区画整理組合ということですが、愛島東部第一の方は、県の住宅公社が中心になってやっている。あちらは低住専ですが、売れ行きが芳しくない状況にあるようです。商業地域から遠いために、住居地域としての活性化が図れないということもあろうかと思えますし、名取市さんで商業地域をある程度点在させるような方向であれば、用途地域の変更はむしろいいことなのではないかと思えます。県の公社の方もこれを起爆剤に土地がもっと売れてくれればなと思えます。

大村議長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第2175号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2176号 「仙塩広域都市計画道路の変更について」

事務局（遠藤都市計画課長）（議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御質問や御意見はございませんでしょうか。

安藤(俊)委員 「亀塚線」の変更については充分納得できました。岩沼中央線のところの、流入交通を避けるために吹上地区の道路が都市計画街路から外したということですが、岩沼南小学校横の道路は、国道4号からの流入交通が相変わらず多い。都市計画街路から外すことによって、流入交通を避けることが本当にできるのか疑問に感じるのですが。なぜ敢えて外したのか。

事務局（遠藤都市計画課長） 新しく起点になります岩沼市本町のところから図面右斜め方向

に細い道路が伸びておりますが、これが国道4号に接続しております、安藤委員ご指摘のとおり、現在もそこを使われている車が多いという実態はあります。ただし、幅員が制限されている関係もありまして、速度や交通容量が制約されていることから、通過交通が過度に流入する状況にはないと考えております。それが16mの2車線幅員の道路が入ってまいりますと、国道4号バイパスの方に交通が集中して、捌けない場合には中に流入することもあるだろうということで、従前の交通が若干残るといふ危惧はございますけれども、それ以上の通過交通を流入させないための処理ということで御理解いただきたいと思っております。

安藤(俊)委員 今の説明で納得はできましたが、この問題というのはおそらく、国道6号線と4号線の交差点と、岩沼中央線との位置関係の問題が一番大きいのかと思っております。6号線で捌けて急激に少なくなる交通と、6号線から流入して急速に増大する交通というのが国道4号線の実態としてありますから、そういうところで、ここを廃止した方がいい形になるんだと思っておりますので、今回は充分納得できますが、なお岩沼市さんには交通安全上の配慮をお願いしたいと思います。

大村議長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございませんか。この細い線は何mくらいなのでしょう。

事務局(遠藤都市計画課長) 7, 8mくらいです。

大村議長 そうですか。市民の安全をどのようにキープできるかというのが気になるところでありますが、委員の話は理解できますよね。この中に車両がばんばん入ってこられては困るという。ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第2176号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2177号 「古川都市計画道路の変更について」

事務局(遠藤都市計画課長) (議案内容説明)

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御質問や御意見はございませんでしょうか。

藤原委員 昭和40年頃の都市計画道路の設計時においては、右折または左折レーンというのは、その当時はまだ検討されなかったと考えてよろしいのか。

事務局(遠藤都市計画課長) 相手の道路が交差道路として都市計画決定されていない関係で、当時はそれに対する右折レーン等は設定しないで計画決定されていたというのが実態です。

今回、しっかりレーンを確保すべきだということになりまして、変更させていただくことになりました。

藤原委員 時代の変化で交通量の増加等が出てくる話だと思いますが、こういう例は他にも結構あるのでしょうか。

事務局（遠藤都市計画課長） 案件によるかと思いますが、やはり交差する道路との性格を見極めながら変更していく事例は当然存在すると思われます。

大村議長 交差点の改良というのは、従前は幅員がある幅になっていると交通がいっぱい流れるという考えだったんですけど、今は交差点のところの幅員が重要なんだという考えに話が絞られてきているのかもしれないね。

ほかにございませんか。それではお諮りいたします。議案第2177号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2178号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長）（議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。

安藤(俊)委員 敷地のどの部分を買増したのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 配置図にあります東側の方、廃プラスチック類処理棟のある右側部分を買増しております。

安藤(俊)委員 わかりました。南側の廃ペットボトル処理棟及び現在建物があるところは、バックヤードが少ない気がしますが、今回買増した部分からいうとかなり広大な敷地面積という感じがしますけれど、処理前廃棄物について、野積みの可能性はないのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 一日あたり12.8tの処理能力がございまして、建物の内部で処理できますので、野積み等の心配はございません。

大村議長 ほかにございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2178号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2179号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。

藤原委員 いわゆる農業用ビニールですね。昔はよく野焼きしてダイオキシン発生等の問題がありました。焼却炉で850 以上で焼却するのが発生を防ぐ方法ということで、最近はこういう中間処理施設で処理する方向に変わってきたようですが、こういう施設がどんどんできてくればいいなと思うのですが。

事務局（津田建築宅地課長） 工場を見学したときに伺った話ですが、農業用の使い捨てシートは、県内で年間約3,000 t 出るそうです。現在、そのうち約800 t はこのような施設に集まってきていると。残りは個人で処理している状況かと思われます。集める施設としては、各地区で農業用廃プラ適正処理推進協議会という組織を立ち上げてまして、そこで効率的に集めているとのこと。

小野委員 この案件についてではなく、「特殊建築物の敷地の位置」全般についてお尋ねしたい。今回も5件ほど付議されてますが、特殊建築物ができるまで、どういう審議会を通して、どんなポイントで審議されてきているのか、今更で申し訳ないがお聞かせ願いたい。

事務局（津田建築宅地課長） 建築基準法の規定によりますと、都市計画上、敷地の位置が支障あるかどうかが一番のポイントでございます。わかりやすい例を具体的に申しますと、住居地域内は位置として当然相応しくない。逆に相応しいのは、環境に対する負荷がかからない工業系の用途地域、それから、都市計画区域内であって用途地域の指定のない非線引きの部分では学校等が近くにないところ等を一つの目安にして判断しております。それから、まちづくりは市町村が基本ですので、町の意見が重要となります。

大村議長 この場では都市計画上の判断をしているわけですけど、委員の御質問は環境上の問題もきちんと審議しているんですか、ということによろしいんですね。

事務局（津田建築宅地課長） 廃棄物処理法という法律がございまして、中間処理施設はそちらの許可も必要となります。したがって、そちらのほうで性質がどうか環境問題はどうか等について審査されております。そこで問題がないと判断されたもののみが、都市計画審議会にかけられるわけです。

小野委員 了解しました。もう一つ、宮城県では市町村に手を挙げていただいて廃棄物処理も入っている「エコタウン構想」という動きがあるようですが、建築主がこういう施設を建てたいというときに、県として誘導していく考えはないのか。

事務局（津田建築宅地課長） 私が答える立場にはないのですが、ゴミ等の所管事務については、例えば先ほどのエコファクトリー構想というのは、まさに既存の工業団地で最適な施設

の立地を支援するものです。

大村議長 私も以前に、施設がばらばらに散らばってはいは問題があるのではないかと、一カ所にまとめる考えはないのかということ質問したことがありました。その時はここに環境部局の方が見えられて、県の方で施設を集中する場所を計画しているとの説明をいただきました。今回の2つの物件は、その中に計画されているという説明であったと思いますが。

事務局（津田建築宅地課長） 現在、県内に5カ所、栗原市、大崎市、大和町、東松島市、大郷町にエコファクトリー団地がございます。

大村議長 ありがとうございます。ほかに何か御質問はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2179号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2180号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。

前の2件と違って、コンクリートの廃ガラですね。特に皆さん、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第2180号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2181号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2181号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたし

ます。

議案第2182号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。

藤原委員 これは、非常に斬新な施設ではないでしょうか。レストラン等から出る残飯とかの臭いを出さずに乾燥させて肥料にする。こういった施設はこれまであったでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） このような施設は県内ではこれまでございませんでした。残飯等の有機汚泥については、今後は小鶴沢の処分場では受け入れない方針とする状況にあります。処理方式は、焼却、堆肥化、乾燥、脱水等、いろいろありますが、今回の方式は乾燥方式で処理して、残りは堆肥化するというものです。東北大学の先生方からも指導を受け、テストも重ねた上で採用したものです。

藤原委員 今仰ったような話であれば、循環型社会に大きく貢献する非常によい施設だと思いますが、産業廃棄物の中間処理施設ができると、風評被害もあって米が売れなくなるというような話も聞きますので、中間処理施設の設置について正しい手順を踏んでいることと併せて、こういう優れた施設があるんだということについてもPRを進めていく必要があると思います。どの部局が担当になるのか判りませんが。

大村議長 ありがとうございます。環境部局になるのでしょうか。藤原委員ご指摘の内容は、非常に示唆に富んでいるので、県としてPRに努めていただきたいと思います。こういう中間処理施設が無制限に乱立すると、その土地の悪いイメージも作ってしまう恐れがあって、それをどうするのかというのも都市計画上の課題なのかも知れませんね。ある程度コントロールしていかなければならないものなんですけれども、今のところ都市計画サイドにその術はないのが現状ですから。

牛尾委員 都市計画審議会の範疇ではないと思うのですけれども、残飯の搬入について、施設に持ってくる際の汚臭や汚水の対策等は、どのようにとられているのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 事業所から搬入する際は、密閉型の車両を用いると伺っております。

柳橋委員 同じく臭気対策についてお聞きしたい。また、近くに高校等がありますが、海風や山風等による影響についても問題ないのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 臭気対策については、乾燥する際、間接加熱しております。キルン乾燥型というそうですが、周りを温めまして上がってきた水蒸気を臭いと一緒に集めて650で再加熱し、臭いの元を分解することになります。汚泥についても、釜に入る前に蓋

をするなどして内部圧力を低くし、できるだけ汚臭が外部に漏れないようにしております。
なお、環境評価を行ったところ、すべて基準値内に収まっているとのこと。

大村議長 技術的にはいろいろと新しい仕掛けが施されているようです。広場のあたりというのは、将来的には市民のレクリエーション施設になりかねないような気がするのですが、そういったことに対して地元からの声は挙がってきていないのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） この場所は、申請者が昭和40年代から産業廃棄物の埋め立て地として何十年も使っていて、現在も他に施設がある状況ですので、今のところ特に要望の声はないと伺っております。

藤原委員 発生源の近くにこういう施設を作って、残飯等を長距離運搬しないで済むような施設をつくっていくべきだと思うのですが、会長、都市計画上なにかそういう可能性はないのでしょうか。

大村議長 確かにいろいろと技術的な解決が進んで市街地にあっても臭い等のトラブルが起きないのであれば、できるだけ発生源に近いところに処理施設があるというのは理想ですが、そういった基本方針はまだ出ていないわけですね。そのあたりは今のところ都市計画だけではなかなか決めにくいですね。横の連携を強くしていった大きな方針をつくる必要はあるかと思えます。

他に意見はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2182号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（２）その他

大村議長 以上で、本日の議案審査はすべて終了いたしました。この他に、皆さん何かございますか。先ほど環境行政の担当者から説明があったことについて、これからも理解しなければならぬことはあるかと思えますが、必要があればさらに担当部局から情報を提供していただくということによろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

事務局（遠藤都市計画課長） 特にございません。

大村議長 ほかにございませんか。それでは、これで本日の審議を終了いたします。御協力ありがとうございました。